

伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第30号

伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「においては100分の205」を「には100分の210」に、「においては100分の230」を「には100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
 - 2 第1条の規定による改正後の伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
 - 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。
-

伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第31号

伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(4)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第32号

伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「においては100分の205」を「には100分の210」に、「においては100分の230」を「には100分の225」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
-

伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第33号

伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に、「100分の50」を「100分の55」に改める。

附則第13項中「100分の1.275」を「100分の1.425」に、「100分の1.575」を「100分の1.725」に、「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

単位：円

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700

12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600

40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900		
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200		

68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500		
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700		
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000		
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300		
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600		
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800		
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100		
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400		
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600		
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800		
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100		
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400		
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600		
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800		
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100		
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400		
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600		
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800		
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900			
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200			
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400			
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600			
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900			
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200			
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400			
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600			
94		294,400	342,200					
95		294,800	342,700					

96		295,200	343,100					
97		295,400	343,200					
98		295,700	343,700					
99		296,100	344,100					
100		296,500	344,400					
101		296,700	344,700					
102		297,000	345,100					
103		297,400	345,500					
104		297,700	345,900					
105		297,900	346,400					
106		298,200	346,800					
107		298,600	347,200					
108		298,900	347,600					
109		299,100	348,100					
110		299,500	348,500					
111		299,900	348,800					
112		300,200	349,100					
113		300,300	349,600					
114		300,600						
115		300,900						
116		301,300						
117		301,500						
118		301,700						
119		302,000						
120		302,300						
121		302,700						
122		302,900						
123		303,200						

	124		303,500						
	125		303,800						
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

公安職給料表

単位：円

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	159,400	181,700	208,200	248,300	291,800	318,300	387,700	419,100
	2	161,100	183,500	210,200	250,100	293,800	320,500	389,800	420,700
	3	162,800	185,300	212,200	251,900	295,900	322,800	391,900	422,100
	4	164,500	187,100	214,200	253,700	298,200	324,900	393,900	423,600
	5	166,000	189,000	216,200	255,400	300,000	327,200	395,600	424,900
	6	167,700	191,300	218,200	257,200	302,200	329,400	397,600	426,300
	7	169,500	193,600	220,200	258,800	304,300	331,700	399,700	427,800
	8	171,200	195,900	222,100	260,500	306,500	333,900	401,800	429,400
	9	172,700	198,100	224,200	261,800	308,500	335,700	403,300	430,700
	10	174,600	200,700	226,000	263,400	310,700	338,000	405,100	432,400
	11	176,400	203,200	227,800	264,700	313,000	340,200	406,800	434,100
	12	178,300	205,700	229,600	266,000	315,100	342,500	408,500	435,700
	13	180,000	208,000	231,500	267,600	317,200	344,500	410,200	437,100
	14	181,700	209,800	233,400	269,000	319,500	346,600	411,700	438,800
	15	183,400	211,600	235,300	270,100	321,700	348,800	413,300	440,500
	16	185,100	213,400	237,200	271,400	323,900	350,900	414,800	442,100

17	187,000	215,300	238,800	272,300	325,700	353,000	416,100	443,500
18	189,100	217,200	240,600	273,700	328,000	355,000	417,600	444,200
19	191,200	219,100	242,400	275,100	330,100	357,000	419,100	444,900
20	193,300	220,900	244,200	276,500	332,400	359,100	420,600	445,600
21	195,500	222,600	245,800	277,800	334,400	360,900	422,100	446,000
22	197,900	224,400	247,200	279,200	336,400	362,900	423,400	446,600
23	200,300	226,200	248,400	280,500	338,500	364,800	424,700	447,300
24	202,700	228,000	249,700	282,000	340,500	366,900	425,900	447,900
25	205,200	229,700	251,000	283,200	342,400	368,600	426,900	448,700
26	207,000	231,400	252,300	285,100	344,500	370,600	427,600	449,400
27	208,800	233,100	253,600	287,100	346,400	372,600	428,400	449,900
28	210,600	234,800	254,800	289,100	348,400	374,600	429,200	450,400
29	212,500	236,200	256,000	291,000	350,300	376,500	429,700	450,900
30	214,300	238,000	257,100	293,000	352,400	378,600	430,100	451,200
31	216,100	239,800	258,400	294,800	354,300	380,700	430,500	451,500
32	217,800	241,600	259,500	296,700	356,400	382,700	430,800	451,900
33	219,700	243,000	260,100	298,500	357,900	384,600	431,100	452,300
34	221,500	244,500	261,300	300,300	359,900	386,700	431,500	452,500
35	223,300	245,800	262,400	302,200	361,800	388,800	431,800	452,800
36	225,100	247,200	263,600	304,000	363,900	390,700	432,100	453,000
37	226,800	248,500	264,500	305,800	365,800	392,400	432,400	453,400
38	228,500	249,800	265,700	307,700	367,900	393,900	432,700	453,600
39	230,200	251,000	266,700	309,600	369,900	395,200	433,000	453,800
40	231,900	252,200	267,700	311,300	371,900	396,600	433,300	454,000
41	233,300	253,400	268,900	313,100	373,900	397,800	433,600	454,400
42	235,100	254,600	270,300	314,900	376,000	398,900	433,900	
43	236,900	255,700	271,600	316,800	378,100	399,900	434,200	
44	238,700	256,800	272,800	318,700	380,100	400,900	434,500	

45	240,100	257,600	273,900	320,400	381,800	402,100	434,800	
46	241,500	258,700	275,400	322,300	383,500	403,300	435,100	
47	242,800	259,800	276,900	324,200	385,100	404,400	435,400	
48	244,000	261,000	278,500	326,000	386,800	405,600	435,700	
49	245,300	261,900	280,300	327,500	388,200	406,900	435,900	
50	246,400	263,100	282,000	329,100	389,200	407,700	436,200	
51	247,400	264,100	283,700	330,500	390,200	408,500	436,500	
52	248,300	265,200	285,200	332,200	391,200	409,200	436,800	
53	249,200	266,400	286,700	333,700	392,500	409,700	437,000	
54	250,300	267,400	288,500	335,400	393,600	410,400	437,300	
55	251,500	268,800	290,200	337,100	394,700	411,100	437,600	
56	252,600	270,000	291,900	338,900	395,900	411,700	437,900	
57	253,300	271,000	293,400	339,900	397,200	412,400	438,100	
58	254,500	272,600	295,100	341,600	398,000	412,800	438,400	
59	255,400	274,000	296,900	343,200	398,800	413,400	438,700	
60	256,600	275,600	298,700	344,800	399,500	414,000	439,000	
61	257,600	277,200	300,100	346,400	400,000	414,400	439,200	
62	258,600	278,800	301,900	348,100	400,700	415,000	439,500	
63	259,400	280,400	303,700	349,800	401,400	415,500	439,800	
64	260,400	281,900	305,400	351,500	402,100	416,000	440,100	
65	261,500	283,300	306,800	353,100	402,400	416,500	440,300	
66	262,500	284,700	308,500	354,700	403,100	417,100		
67	263,600	286,200	309,900	356,300	403,800	417,500		
68	264,500	287,600	311,600	357,900	404,400	418,000		
69	265,600	289,200	313,000	359,100	404,800	418,400		
70	266,800	290,700	314,400	360,500	405,300	418,700		
71	268,000	292,300	315,800	361,800	405,900	419,000		
72	269,300	293,900	317,300	363,200	406,400	419,300		

73	270,500	295,100	318,100	364,400	406,900	419,600		
74	271,900	296,500	319,700	365,600	407,300	419,900		
75	273,300	298,000	321,200	366,900	407,800	420,200		
76	274,600	299,500	322,900	368,200	408,300	420,500		
77	275,800	300,500	324,700	369,500	408,800	420,700		
78	277,200	302,000	326,400	370,700	409,300	421,000		
79	278,600	303,200	328,000	371,900	409,900	421,300		
80	279,800	304,700	329,600	373,100	410,400	421,600		
81	281,000	306,000	331,300	374,300	410,800	421,800		
82	282,200	307,400	333,000	375,500	411,400	422,100		
83	283,400	308,600	334,600	376,600	411,900	422,400		
84	284,400	310,000	336,300	377,800	412,100	422,600		
85	285,500	311,000	337,700	378,900	412,400	422,800		
86	286,700	312,500	339,200	379,500	412,900	423,100		
87	288,000	313,800	340,700	380,000	413,200	423,400		
88	289,300	315,300	342,200	380,600	413,500	423,600		
89	290,500	316,800	343,500	381,200	413,800	423,800		
90	291,700	318,300	344,700	381,800	414,200	424,100		
91	292,600	319,700	346,000	382,400	414,600	424,400		
92	293,800	321,200	347,300	383,000	415,000	424,600		
93	294,800	322,500	348,700	383,300	415,300	424,800		
94	296,000	323,800	350,200	383,800	415,700			
95	297,100	325,200	351,700	384,400	416,100			
96	298,300	326,500	353,200	384,900	416,500			
97	298,900	327,700	354,500	385,300	416,800			
98	300,200	329,000	355,700	385,700				
99	301,300	330,300	356,800	386,300				
100	302,600	331,600	358,000	386,800				

101	303,700	333,000	359,100	387,200				
102	304,900	333,900	360,200	387,700				
103	306,100	335,000	361,300	388,300				
104	307,300	336,200	362,500	388,800				
105	308,500	337,300	363,700	389,100				
106	309,500	338,400	364,200	389,500				
107	310,600	339,400	364,800	390,000				
108	311,600	340,500	365,400	390,300				
109	312,400	341,700	366,000	390,600				
110	313,000	342,700	366,500	391,100				
111	313,600	343,700	367,000	391,600				
112	314,300	344,600	367,500	392,100				
113	314,800	345,500	367,900	392,400				
114	315,300	346,400	368,300	392,900				
115	315,800	347,400	368,900	393,400				
116	316,400	348,400	369,400	393,900				
117	317,200	349,400	369,800	394,200				
118	317,900	349,900	370,300	394,700				
119	318,600	350,500	370,900	395,200				
120	319,300	351,100	371,400	395,700				
121	319,900	351,400	371,500	396,100				
122	320,700	351,800	372,100	396,600				
123	321,400	352,300	372,600	397,000				
124	322,200	352,700	373,000	397,500				
125	322,800	353,100	373,500	397,900				
126	323,100	353,500	374,000					
127	323,600	354,000	374,500					
128	324,100	354,400	375,000					

129	324,400	354,800	375,300					
130		355,200	375,800					
131		355,600	376,300					
132		356,000	376,800					
133		356,200	377,100					
134		356,700	377,600					
135		357,100	378,000					
136		357,400	378,400					
137		357,700	378,700					
138		358,100	379,200					
139		358,600	379,700					
140		359,100	380,200					
141		359,400	380,500					
142		359,900						
143		360,400						
144		360,900						
145		361,200						
再任用職員	241,100	252,800	256,900	288,200	304,700	318,800	342,400	377,500

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表(1)

単位：円

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以	1	246,400	331,800	456,300	488,800	608,600
	2	248,900	334,800	458,600	490,900	614,700

外の職
員

3	251,400	337,700	460,800	493,000	620,800
4	253,900	340,700	463,100	495,100	626,900
5	256,200	343,400	465,300	497,200	632,800
6	260,000	346,700	467,600	499,300	638,200
7	263,800	349,800	469,900	501,400	643,600
8	267,600	352,900	472,100	503,500	649,000
9	271,200	355,700	474,100	505,600	654,200
10	275,200	358,600	476,200	507,600	658,700
11	279,200	361,700	478,300	509,600	663,200
12	283,200	364,900	480,400	511,600	667,700
13	287,000	367,900	482,500	513,400	672,200
14	291,000	371,500	484,300	515,200	676,300
15	294,900	374,700	486,100	517,100	680,400
16	298,800	378,400	487,900	519,000	684,300
17	302,600	382,000	489,600	520,700	688,100
18	306,200	384,700	491,400	522,500	691,700
19	309,700	387,500	493,200	524,300	695,300
20	313,300	390,200	495,000	526,100	698,900
21	316,900	393,100	496,600	527,800	702,500
22	320,600	395,700	498,300	529,600	705,900
23	324,100	398,300	500,100	531,400	709,400
24	327,600	400,700	501,900	533,200	712,900
25	331,100	402,900	503,500	534,800	716,500
26	333,900	405,200	504,800	536,600	720,000
27	336,500	407,400	506,100	538,300	723,500
28	339,100	409,700	507,400	540,100	727,000
29	341,900	412,000	508,500	541,700	730,600
30	344,000	414,100	509,800	543,300	734,100

31	346,200	416,100	511,100	544,700	737,600
32	348,600	418,200	512,400	546,300	741,100
33	350,900	420,200	513,400	547,800	744,700
34	353,300	422,100	514,200	549,200	748,200
35	355,500	423,900	515,000	550,600	751,700
36	358,000	425,900	515,800	551,900	755,200
37	360,400	427,800	516,700	553,100	758,800
38	362,800	429,800	517,500	554,100	762,300
39	365,200	431,800	518,400	555,100	765,800
40	367,400	433,800	519,200	556,100	769,300
41	369,700	435,600	520,100	557,100	772,900
42	371,100	437,400	521,000	558,000	776,400
43	372,600	439,100	521,700	558,900	779,900
44	374,000	440,900	522,600	559,800	783,400
45	375,300	442,800	523,500	560,600	787,000
46	376,700	444,600	524,300	561,500	790,500
47	378,200	446,400	525,200	562,400	794,000
48	379,700	448,100	526,100	563,300	797,500
49	380,900	449,900	526,900	564,200	801,100
50	381,900	451,600	527,800	565,100	
51	382,900	453,400	528,700	566,000	
52	383,800	455,200	529,400	566,700	
53	384,700	457,100	530,200	567,600	
54	385,600	458,300	531,100	568,500	
55	386,300	459,500	532,000	569,400	
56	387,200	460,700	532,900	570,300	
57	388,000	461,900	533,700	571,200	
58	388,900	462,900	534,600	572,100	

59	389,700	463,900	535,500	573,000	
60	390,500	464,900	536,400	573,900	
61	391,100	465,700	537,200	574,800	
62	391,600	466,400	538,100	575,700	
63	392,000	467,100	539,000	576,600	
64	392,500	467,800	539,900	577,500	
65	392,800	468,500	540,700	578,400	
66		469,200	541,600		
67		469,900	542,500		
68		470,600	543,400		
69		470,900	544,200		
70		471,600	545,100		
71		472,300	546,000		
72		473,000	546,900		
73		473,400	547,700		
74		474,000	548,600		
75		474,700	549,500		
76		475,400	550,400		
77		475,800	551,200		
78		476,400	552,100		
79		477,000	553,000		
80		477,500	553,900		
81		478,100	554,700		
82		478,600	555,600		
83		479,100	556,500		
84		479,600	557,400		
85		480,000	558,200		
86		480,600	559,100		

	87		481,000	560,000		
	88		481,500	560,900		
	89		482,000	561,700		
	90		482,600			
	91		483,200			
	92		483,600			
	93		484,100			
	94		484,700			
	95		485,300			
	96		485,900			
	97		486,400			
再任用 職員		295,800	338,200	392,600	465,600	565,500

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第3条関係）

医療職給料表(2)

単位：円

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外の 職員	1	147,500	185,400	203,100	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700
	2	148,900	187,000	204,700	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400
	3	150,300	188,600	206,300	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000
	4	151,700	190,200	207,900	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700
	5	152,900	191,700	209,400	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100
	6	154,700	193,300	211,000	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800
	7	156,400	194,900	212,500	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400
	8	158,100	196,400	214,100	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100

9	159,800	198,000	215,500	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200
10	161,500	199,700	217,100	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500
11	163,200	201,300	218,600	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700
12	165,000	203,000	220,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900
13	166,500	204,600	221,700	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000
14	168,400	206,200	223,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000
15	170,400	207,800	224,600	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000
16	172,300	209,400	226,100	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100
17	174,200	210,900	227,300	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900
18	176,100	212,500	228,700	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900
19	177,900	214,200	230,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800
20	179,800	215,900	231,600	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900
21	181,700	217,200	233,000	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700
22	183,200	218,700	234,200	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300
23	184,700	220,100	235,400	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900
24	186,200	221,600	236,700	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400
25	187,800	223,000	238,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900
26	189,300	224,400	239,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200
27	190,800	225,700	240,800	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500
28	192,200	227,000	242,200	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800
29	193,700	228,400	243,600	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100
30	195,000	229,800	245,100	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300
31	196,300	231,300	246,700	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500
32	197,600	232,700	248,200	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600
33	199,000	233,900	249,600	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800
34	200,400	235,200	251,100	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000
35	201,800	236,200	252,500	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200
36	203,200	237,500	254,000	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400

37	204,300	238,900	255,400	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700
38	205,600	240,200	256,900	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500
39	206,900	241,300	258,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900
40	208,200	242,600	259,800	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600
41	209,400	243,900	261,200	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100
42	210,600	245,100	262,600	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500
43	211,800	246,300	264,100	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900
44	213,000	247,400	265,500	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300
45	214,200	248,500	266,800	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700
46	215,300	249,900	268,300	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100
47	216,300	251,400	269,900	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500
48	217,400	252,800	271,400	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800
49	218,400	254,400	272,900	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100
50	219,400	255,800	274,400	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500
51	220,300	257,200	275,700	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800
52	221,300	258,500	277,200	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100
53	221,800	259,600	278,400	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400
54	222,700	261,000	279,800	298,700	327,200	369,300	402,400	
55	223,400	262,400	281,200	300,100	328,300	370,200	402,700	
56	224,400	263,700	282,600	301,600	329,300	371,100	403,000	
57	225,100	264,600	283,600	302,700	329,800	371,600	403,300	
58	226,000	265,900	284,900	303,900	330,700	372,400	403,600	
59	226,700	267,200	286,100	305,100	331,500	373,200	403,900	
60	227,500	268,500	287,500	306,500	332,400	374,000	404,300	
61	228,400	269,400	288,600	307,800	333,200	374,400	404,500	
62	229,200	270,600	289,800	309,000	333,500	375,100	404,800	
63	230,100	271,900	291,100	310,300	334,100	375,800	405,100	
64	231,200	273,200	292,300	311,500	334,800	376,500	405,400	

65	231,800	274,100	293,500	312,900	335,400	376,900	405,600	
66	232,600	275,200	294,400	313,700	336,100	377,500		
67	233,400	276,100	295,300	314,500	336,800	378,200		
68	234,200	277,200	296,200	315,300	337,500	378,800		
69	234,900	278,200	297,000	315,900	338,200	379,200		
70	235,600	279,200	297,900	316,600	338,700	379,700		
71	236,300	280,300	298,800	317,300	339,300	380,200		
72	236,900	281,400	299,600	317,900	339,900	380,700		
73	237,600	282,100	300,300	318,600	340,200	381,300		
74	238,400	282,800	300,800	318,800	340,800	381,800		
75	239,200	283,300	301,300	319,400	341,300	382,400		
76	239,900	284,100	302,000	320,000	341,900	383,000		
77	240,400	284,900	302,700	320,600	342,400	383,500		
78	241,000	285,500	303,300	321,100	342,900	384,000		
79	241,600	286,100	303,800	321,600	343,400	384,500		
80	242,200	286,700	304,400	322,100	343,800	385,000		
81	242,500	287,400	305,000	322,700	344,100	385,300		
82	242,900	287,900	305,500	323,200	344,400	385,800		
83	243,300	288,300	305,900	323,600	344,800	386,200		
84	243,700	288,700	306,400	324,100	345,100	386,600		
85	244,000	288,900	306,700	324,600	345,600	387,000		
86		289,100	307,000	325,000	345,900			
87		289,300	307,200	325,200	346,200			
88		289,500	307,500	325,600	346,500			
89		289,900	307,900	326,000	346,900			
90		290,100	308,200	326,400	347,200			
91		290,300	308,500	326,800	347,600			
92		290,500	308,800	327,200	347,900			

93		290,900	309,200	327,500	348,300			
94		291,100	309,400	327,700	348,600			
95		291,300	309,700	328,100	348,900			
96		291,600	310,000	328,400	349,200			
97		292,000	310,300	328,600	349,500			
98		292,300	310,600	328,900	349,900			
99		292,500	310,800	329,200	350,300			
100		292,800	311,100	329,500	350,700			
101		293,100	311,400	329,700	351,200			
102		293,300	311,600	330,000	351,600			
103		293,500	311,900	330,400	352,000			
104		293,800	312,200	330,600	352,400			
105		294,100	312,400	330,700	352,900			
106				331,000				
107				331,400				
108				331,600				
109				331,800				
110				332,200				
111				332,600				
112				333,000				
113				333,200				
再任用職員	188,300	214,900	229,000	243,100	256,500	281,700	322,400	364,600

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定める者に適用する。

別表第5（第3条関係）

医療職給料表(3)

単位：円

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	161,300	188,800	213,000	237,200	260,000	285,000	329,500
	2	162,700	190,900	214,900	239,000	261,000	286,800	331,600
	3	164,200	193,000	216,900	240,800	261,900	288,600	333,600
	4	165,600	195,000	218,800	242,600	263,000	290,500	335,800
	5	167,100	197,100	220,500	244,000	263,700	292,300	337,800
	6	168,600	199,400	222,300	245,300	264,700	294,100	339,900
	7	170,100	201,700	224,100	246,500	265,500	296,000	342,100
	8	171,600	204,000	225,900	247,800	266,500	297,800	344,200
	9	172,900	206,400	227,600	248,800	267,600	299,700	345,700
	10	174,600	207,800	228,800	249,900	268,400	301,600	347,700
	11	176,200	209,200	230,000	250,800	269,500	303,400	349,600
	12	177,700	210,500	231,100	251,700	270,700	305,300	351,600
	13	179,200	211,900	232,400	253,000	272,000	306,900	353,600
	14	181,200	213,400	233,700	254,100	273,300	308,500	355,700
	15	183,200	214,900	234,900	254,900	274,500	310,300	357,800
	16	185,200	216,100	236,000	255,900	275,900	312,100	359,800
	17	187,400	217,500	237,000	256,600	277,200	313,900	361,800
	18	189,500	219,000	238,200	257,500	278,600	315,500	363,800
	19	191,600	220,500	239,500	258,500	279,800	317,200	365,900
	20	193,700	222,000	240,700	259,400	281,200	318,900	368,000
	21	195,800	223,400	241,800	260,300	282,800	320,300	369,700
	22	198,000	225,100	243,200	261,300	284,400	321,800	371,800
	23	200,200	226,800	244,500	262,200	285,900	323,300	373,900
	24	202,400	228,500	245,800	263,200	287,300	324,800	375,900
	25	204,400	229,900	247,100	264,400	288,600	326,300	377,900

26	205,700	231,600	248,600	265,700	290,400	327,700	379,500
27	207,000	233,300	250,100	266,900	292,200	329,200	381,400
28	208,300	235,000	251,500	268,100	293,900	330,800	383,300
29	209,500	236,600	252,900	269,300	295,400	332,000	385,100
30	210,700	238,000	254,400	270,800	297,000	333,500	386,800
31	212,000	239,300	255,800	272,400	298,600	334,900	388,700
32	213,200	240,400	257,100	273,800	300,300	336,400	390,500
33	214,500	241,600	258,500	275,400	301,700	338,000	392,200
34	215,800	242,700	259,800	276,900	303,200	339,500	393,900
35	217,100	243,600	260,900	278,200	304,800	341,100	395,700
36	218,400	244,700	262,100	279,500	306,400	342,600	397,400
37	219,800	245,800	263,400	281,100	307,800	344,300	399,000
38	221,200	246,900	264,700	282,500	309,200	345,900	400,700
39	222,500	247,800	265,900	284,000	310,600	347,400	402,500
40	223,900	248,900	267,100	285,400	312,200	349,000	404,300
41	224,900	249,500	268,200	286,900	313,700	350,200	405,800
42	226,300	250,400	269,400	288,400	315,100	351,700	407,300
43	227,700	251,300	270,600	289,900	316,500	353,200	408,800
44	229,100	252,200	271,800	291,500	318,000	354,600	410,100
45	230,300	253,000	272,900	292,800	318,900	356,200	411,200
46	231,700	254,000	274,100	294,200	320,300	357,200	412,300
47	233,000	254,900	275,300	295,700	321,700	358,700	413,400
48	234,300	255,900	276,500	297,200	323,200	360,000	414,600
49	235,300	256,900	277,600	298,400	324,300	361,400	415,900
50	236,400	258,100	278,900	299,700	325,700	362,800	417,000
51	237,400	259,300	280,100	300,900	327,000	364,100	418,200
52	238,500	260,500	281,400	302,300	328,300	365,500	419,300
53	239,600	261,600	282,600	303,700	329,700	367,000	420,500

54	240,700	263,100	284,000	305,000	331,100	368,200	421,500
55	241,700	264,500	285,400	306,400	332,500	369,300	422,600
56	242,700	265,900	286,800	307,800	333,800	370,500	423,700
57	243,500	267,500	288,100	308,700	334,700	371,600	424,800
58	244,500	269,100	289,500	309,900	336,000	372,500	425,300
59	245,200	270,600	290,800	311,100	337,200	373,500	425,900
60	246,200	272,100	292,300	312,500	338,500	374,500	426,300
61	247,100	273,500	293,500	313,600	339,600	375,100	426,900
62	248,100	275,000	294,900	314,900	340,500	375,900	427,400
63	248,900	276,500	296,300	316,200	341,700	376,700	427,800
64	249,900	277,800	297,600	317,400	343,000	377,500	428,300
65	250,800	279,300	299,000	318,700	344,100	378,200	428,900
66	251,800	280,800	300,400	320,000	345,300	378,900	429,300
67	252,900	282,300	301,800	321,300	346,500	379,700	429,600
68	253,800	283,800	303,200	322,600	347,600	380,400	429,900
69	254,600	284,900	304,100	323,300	348,600	381,000	430,300
70	255,700	286,400	305,400	324,400	349,600	381,600	
71	256,800	287,900	306,700	325,500	350,700	382,300	
72	258,000	289,300	307,800	326,400	351,800	382,900	
73	259,400	290,400	309,000	327,700	352,600	383,600	
74	260,700	291,800	310,100	328,400	353,700	384,100	
75	262,000	293,000	311,200	329,500	354,800	384,700	
76	263,200	294,300	312,500	330,700	355,900	385,200	
77	264,200	295,700	313,700	331,800	356,600	385,600	
78	265,300	297,000	315,000	333,000	357,400	386,200	
79	266,600	298,200	316,100	334,100	358,200	386,700	
80	267,800	299,500	317,400	335,300	358,900	387,000	
81	268,800	300,100	318,200	336,400	359,500	387,300	

82	269,800	301,300	319,400	337,500	360,000	387,800	
83	270,900	302,400	320,400	338,500	360,600	388,200	
84	272,000	303,600	321,600	339,600	361,100	388,500	
85	272,800	304,700	322,600	340,500	361,700	388,800	
86	273,700	305,900	323,700	341,500	362,200	389,300	
87	274,800	307,100	324,700	342,400	362,800	389,800	
88	275,900	308,200	325,800	343,400	363,300	390,200	
89	276,800	309,500	326,900	344,400	363,700	390,500	
90	277,700	310,700	327,900	345,200	364,100	390,900	
91	278,500	311,900	328,900	346,000	364,700	391,400	
92	279,500	313,100	329,900	346,800	365,200	391,800	
93	280,400	313,900	330,600	347,400	365,500	392,200	
94	281,400	314,600	331,300	348,000	366,000		
95	282,300	315,300	332,000	348,700	366,400		
96	283,300	315,900	332,600	349,300	366,700		
97	284,000	316,600	333,100	349,700	367,300		
98	284,800	316,900	333,500	350,100	367,800		
99	285,400	317,500	334,000	350,600	368,300		
100	286,300	318,200	334,600	351,000	368,800		
101	287,100	318,600	335,000	351,500	369,400		
102	287,900	319,200	335,500	351,900	369,900		
103	288,700	319,800	336,100	352,400	370,400		
104	289,500	320,400	336,600	352,800	370,800		
105	290,200	320,800	336,900	353,100	371,400		
106	290,700	321,300	337,400	353,600	371,900		
107	291,200	321,800	337,900	354,000	372,400		
108	291,700	322,300	338,300	354,300	372,900		
109	291,900	322,700	338,700	354,800	373,500		

110	292,200	323,100	339,200	355,300	373,900		
111	292,400	323,400	339,600	355,800	374,400		
112	292,800	323,700	340,000	356,300	374,900		
113	293,100	324,100	340,400	356,800	375,500		
114	293,300	324,500	340,900	357,300			
115	293,700	324,900	341,300	357,800			
116	294,000	325,200	341,700	358,200			
117	294,300	325,400	342,000	358,600			
118	294,600	325,700	342,300	359,000			
119	294,900	326,100	342,800	359,500			
120	295,300	326,300	343,100	360,000			
121	295,600	326,500	343,400	360,400			
122	296,000	326,800	343,800	360,900			
123	296,300	327,100	344,200	361,400			
124	296,700	327,400	344,600	361,900			
125	296,900	327,600	344,900	362,200			
126	297,100	327,900					
127	297,400	328,300					
128	297,800	328,500					
129	298,000	328,600					
130	298,300	328,900					
131	298,700	329,300					
132	299,100	329,500					
133	299,300	329,800					
134	299,600	330,200					
135	300,000	330,600					
136	300,300	331,000					
137	300,500	331,300					

138	300,800	331,700					
139	301,200	332,100					
140	301,500	332,500					
141	301,700	332,800					
142	302,100	333,200					
143	302,500	333,500					
144	302,800	333,900					
145	302,900	334,200					
146	303,200	334,600					
147	303,500	335,000					
148	303,900	335,400					
149	304,100	335,700					
150	304,300	336,100					
151	304,600	336,500					
152	304,900	336,900					
153	305,300	337,200					
154	305,500						
155	305,700						
156	306,000						
157	306,300						
158	306,600						
159	306,900						
160	307,200						
161	307,600						
162	307,900						
163	308,200						
164	308,500						
165	308,900						

	166	309,200						
	167	309,500						
	168	309,800						
	169	310,200						
再任用 職員		234,700	255,000	258,600	262,200	272,400	288,700	325,800

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定める者に適用する。

第2条 伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「及び附則第10項第3号」を削り、「及び第22条の3」を「及び第22条の3第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「第23条及び附則第13項」を「第23条第2項」に改め、同条第4項中「。附則第10項第3号において同じ。」を削る。

第23条第1項中「及び附則第10項第4号」を削り、同条第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に改める。

附則第10項の前の見出し及び同項から附則第13項までを削り、附則第14項を附則第10項とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項から第8項までの規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1から別表第5までの規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第23条第2項及び附則第13項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 6 伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第5項を削る。

(伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 7 伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

(伊勢崎市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

- 8 伊勢崎市職員の修学部分休業に関する条例(平成22年伊勢崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

伊勢崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第34号

伊勢崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市職員退職手当支給条例(平成17年伊勢崎市条例第49号)

の一部を次のように改正する。

附則第5項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年伊勢崎市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

伊勢崎市石川泰三教育みらい基金条例をここに公布する。

平成29年12月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第35号

伊勢崎市石川泰三教育みらい基金条例

(設置)

第1条 本市の未来を担う子供たちが国際的に活躍するための教育に必要な事業の財源に充てるため、伊勢崎市石川泰三教育みらい基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、石川昭三氏の篤志による寄附金を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する事業の実施に必要な財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、基金に属する現金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第36号

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例（平成17年伊勢崎市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

(9) 介護保険法関係手数料

別表第1の15の項中「第13条第1項」を「同条例第13条第1項」に改

め、同表中 3 3 の項を 3 6 の項とし、2 5 の項から 3 2 の項までを 3 項ずつ繰り下げ、2 4 の項の次に次のように加える。

2 5 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査	1 件につき 2 0, 0 0 0 円
2 6 介護保険法第 7 9 条第 1 項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1 件につき 2 0, 0 0 0 円
2 7 介護保険法第 1 1 5 条の 1 2 第 1 項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査（同一の書面にて同法第 7 8 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の申請をする場合を除く。）	1 件につき 2 0, 0 0 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 1 5 の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢崎市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

伊勢崎市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 37 号

伊勢崎市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

伊勢崎市放課後児童クラブ条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 138 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表伊勢崎市三郷小学校放課後児童クラブの項の次に次のように加える。

伊勢崎市宮郷小学校放課後児童クラブ	伊勢崎市田中島町 1400 番地 2 協和第 2 ビル貸店舗 2 号
-------------------	------------------------------------

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 25 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 38 号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊勢崎市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 1 号中「認定こども園法第 10 条第 1 項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。」を「平成 29 年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第 1 号」に改め、同項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改め、同項第 3 号中「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第

25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。」を「平成29年文部科学省告示第62号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市境赤レンガ倉庫条例をここに公布する。

平成29年12月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第39号

伊勢崎市境赤レンガ倉庫条例

(設置)

第1条 絹産業で栄えた本市の歴史的建築物を活用することにより、市民の交流及び地域の活性化を図り、観光及び文化の振興に資するため、境赤レンガ倉庫を設置する。

(名称及び位置)

第2条 境赤レンガ倉庫の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊勢崎市境赤レンガ倉庫

位置 伊勢崎市境765番地1

(事業)

第3条 伊勢崎市境赤レンガ倉庫（以下「赤レンガ倉庫」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光案内、誘客イベントその他の観光の振興に関する事業
- (2) 郷土芸能、美術、書その他の文化の振興に関する事業
- (3) 市民の交流を基盤とする地域づくり及び地域経済の活性化に関する事業
- (4) その他赤レンガ倉庫の設置目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 赤レンガ倉庫に、館長その他必要な職員を置く。

(開館時間)

第5条 赤レンガ倉庫の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(利用時間)

第6条 赤レンガ倉庫のホール、多目的スペース及び附属設備等（以下「施設等」という。）の利用時間は、準備又は原状に回復するために要する時間を含むものとし、前条に規定する開館時間以内とする。

(利用期間)

第7条 施設等の利用期間は、連続して6日間を超えることはできない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、利用期間を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が営利目的（利益を得ることを目的として商品の宣伝、展示、販売又は勧誘その他これらに類する行為を行うことをいう。以下同じ。）で利用する場合の利用期間は、連続して3日間を超えることはできない。

(休館日)

第8条 赤レンガ倉庫の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 週1日で規則で定める曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、前項に規定する休館日のほか、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用の許可)

第9条 施設等を利用する者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、赤レンガ倉庫の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

(1) その利用が赤レンガ倉庫の設置の目的に反するとき。

(2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) その他赤レンガ倉庫の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 前条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第11条 利用者は、施設等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は附属設備以外の物品を使用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は赤レンガ倉庫の管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

(4) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

(5) 使用料を納期限までに納付しないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(入館の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、赤レンガ倉庫への入館を拒否し、又は赤レンガ倉庫からの退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者

(2) その他市長が管理上支障があると認める者

(使用料)

第14条 利用者は、規則で定める納期限までに、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は

免除することができる。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めたときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第12条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した経費は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第18条 故意又は過失により赤レンガ倉庫を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後における施設等の利用に係る利用許可の申請その他の行為については、平成30年3月1日から行うことができる。

別表（第14条関係）

時間区分				午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日
				午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後9 時まで
利用区分									
ホ ー ル	入 場 料 無 料	営 利 目 的	無	1, 9 50円	2, 6 00円	2, 7 30円	4, 5 50円	5, 3 30円	7, 2 80円
			有	2, 9 20円	3, 9 00円	4, 0 90円	6, 8 20円	7, 9 90円	10, 910 円
	入 場 料 有 料	営 利 目 的	無	2, 9 20円	3, 9 00円	4, 0 90円	6, 8 20円	7, 9 90円	10, 910 円
			有	3, 9 00円	5, 2 00円	5, 4 60円	9, 1 00円	10, 660 円	14, 560 円
多 目 的 ス ペ ー ス	入 場 料 無 料	営 利 目 的	無	1, 3 50円	1, 8 00円	2, 0 30円	3, 1 50円	3, 8 30円	5, 1 80円
			有	2, 0 20円	2, 7 00円	3, 0 40円	4, 7 20円	5, 7 40円	7, 7 60円
	入 場 料 有 料	営 利 目 的	無	2, 0 20円	2, 7 00円	3, 0 40円	4, 7 20円	5, 7 40円	7, 7 60円
			有	2, 7 00円	3, 6 00円	4, 0 60円	6, 3 00円	7, 6 60円	10, 360 円

備考

- 1 入場料とは、利用者が施設等への入場の対価として来館者から徴収する料金をいう。
 - 2 利用者が、本市の区域内に住所を有しない者又は本市の区域内に本社（店）、支社（店）及び営業所がない法人については、使用料の10分の30を加算した額とする。
 - 3 駐車場に限り利用する場合の使用料は、ホール及び多目的スペースの該当する使用料の合計額とする。
 - 4 前2項に規定する使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 5 使用料の額には、消費税相当額を含むものとする。
-

伊勢崎市条例第40号

伊勢崎市道路占用料徴収条例及び伊勢崎市公共物管理条例の一部を改正する条例

(伊勢崎市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市道路占用料徴収条例(平成17年伊勢崎市条例第167号)の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「430円」を「440円」に、「660円」を「680円」に、「900円」を「920円」に、「390円」を「400円」に、「620円」を「630円」に、「850円」を「870円」に、「39円」を「40円」に、「380円」を「390円」に、「230円」を「240円」に、「770円」を「790円」に、「320円」を「330円」に、「1,900円」を「1,700円」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中「16円」を「17円」に、「23円」を「24円」に、「35円」を「36円」に、「46円」を「47円」に、「70円」を「71円」に、「93円」を「95円」に、「160円」を「170円」に、「230円」を「240円」に、「460円」を「470円」に改め、同表中

「

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積 1平方メ ートルに つき1年	770円
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街 及び地 下室	階数が1の もの		Aに0.0 04を乗じ て得た額
		階数が2の もの		Aに0.0 07を乗じ て得た額
		階数が3以 上のもの		Aに0.0 08を乗じ て得た額

を

		上空に設ける通路	930円
		地下に設ける通路	560円
		その他のもの	770円

」

「

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積	790円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			870円
	地下に設ける通路			520円
	その他のもの			790円

に

」

改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「19円」を「17円」に、「190円」を「170円」に改め、同表令第7条第1号に掲げる物件の項中「190円」を「170円」に、「1,900円」を「1,700円」に、「620円」を「630円」に、「19円」を「17円」に、「930円」を「870円」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「770円」を「790円」に改め、同表中

「

令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積 1平方メ ートルに つき1月	190円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設			77円	
令第7条第 9号に掲げ る施設	建築物	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	Aに0.0 16を乗じ て得た額	
	その他のもの		Aに0.0 11を乗じ て得た額	
令第7条第 11号に掲 げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高 架の道路の路面下に 設けるもの		Aに0.0 16を乗じ て得た額	を
	上空に設けるもの		Aに0.0 2を乗じて 得た額	
	その他のもの		Aに0.0 28を乗じ て得た額	
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.0 28を乗じ て得た額	

」

「

令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積 1平方メ ートルに つき1月	170円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設			79円	

令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗じて得た額

に

」

改め、同表備考6中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

(伊勢崎市公共物管理条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市公共物管理条例(平成17年伊勢崎市条例第168号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項を次のように改める。

前条の使用料を算定する場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、

当該各号に掲げる計算を行うものとする。

- (1) 期間に端数が生じたとき 1月未満は1月とし、1年未満は月割計算とする。
- (2) 全面積が0.01平方メートル未満であるとき又は面積に0.01平方メートル未満の端数が生じたとき 当該全面積又は当該端数を切り捨てて計算する。
- (3) 全長が0.01メートル未満であるとき又は長さに0.01メートル未満の端数が生じたとき 当該全長又は当該端数を切り捨てて計算する。

別表第1種電柱の項中「430円」を「440円」に改め、同表第2種電柱の項中「660円」を「680円」に改め、同表第3種電柱の項中「900円」を「920円」に改め、同表第1種電話柱の項中「390円」を「400円」に改め、同表第2種電話柱の項中「620円」を「630円」に改め、同表第3種電話柱の項中「850円」を「870円」に改め、同表その他の柱類の項中「39円」を「40円」に改め、同表諸管理設の項中「16円」を「17円」に、「23円」を「24円」に、「35円」を「36円」に、「46円」を「47円」に、「70円」を「71円」に、「93円」を「95円」に、「160円」を「170円」に、「230円」を「240円」に、「460円」を「470円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢崎市景観まちづくり条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市景観まちづくり条例等の一部を改正する条例

(伊勢崎市景観まちづくり条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市景観まちづくり条例(平成19年伊勢崎市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第36条を次のように改める。

(所掌事務)

第36条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) 良好な景観の形成に関する重要事項

(2) 伊勢崎市屋外広告物条例(平成19年伊勢崎市条例第56号)第36条の規定により審議会に属することとされた事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長に建議することができる。

第37条第1項中「10人以内」を「15人以内」に改める。

(伊勢崎市屋外広告物条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市屋外広告物条例(平成19年伊勢崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「第36条に規定する伊勢崎市屋外広告物審議会」を「伊勢崎市景観まちづくり条例(平成19年伊勢崎市条例第55号)第35条の規定により置かれた伊勢崎市景観審議会(以下「審議会」という。)」に、「伊勢崎市屋外広告物審議会に」を「審議会に」に改める。

第18条第2項中「第36条に規定する伊勢崎市屋外広告物審議会」を「審議会」に改める。

第36条を次のように改める。

(審議会への諮問)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会に諮問しなければならない。

(1) 第5条、第6条若しくは第9条の規定による指定をし、若しくは第10条の規定による認定をし、又はこれらを変更しようとするとき。

- (2) 第 8 条第 1 項の規定による指定をし、同条第 6 項の規定による解除若しくは変更をし、又は同条第 8 項の規定による決定若しくは変更をしようとするとき。
- (3) 第 1 1 条第 2 項、第 3 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 6 号、第 4 項若しくは第 5 項第 1 号若しくは第 4 号、第 1 4 条若しくは第 1 8 条第 1 項各号に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- (4) 第 1 8 条第 2 項に規定する許可をしようとするとき。

(伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

屋外広告物審議会会長	日額	1 0 , 3 0 0 円
同 委員	日額	9 , 1 0 0 円

」

を削る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
(伊勢崎市景観まちづくり条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例の施行の際、景観まちづくりについて、この条例による改正前の伊勢崎市景観まちづくり条例（以下「旧景観まちづくり条例」という。）第 3 5 条の規定により置かれた伊勢崎市景観審議会に意見を聴いているものは、この条例による改正後の伊勢崎市景観まちづくり条例（以下「新景観まちづくり条例」という。）の相当する規定に基づいて審議会の意見を聴いたものとみなす。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、旧景観まちづくり条例の規定により行った手続、答申その他の行為は、新景観まちづくり条例中これに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりなされたものとみなす。

(伊勢崎市屋外広告物条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際、屋外広告物について、この条例による改正前の伊勢崎市屋外広告物条例（以下「旧屋外広告物条例」という。）第36条の規定により置かれた伊勢崎市屋外広告物審議会に意見を聴いているものは、この条例による改正後の伊勢崎市屋外広告物条例（以下「新屋外広告物条例」という。）の相当する規定に基づいて審議会の意見を聴いたものとみなす。
- 5 施行日の前日までに、旧屋外広告物条例の規定により行った手続、答申その他の行為は、新屋外広告物条例中これに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりなされたものとみなす。

伊勢崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第42号

伊勢崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例

伊勢崎市屋外広告物条例（平成19年伊勢崎市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「勧告」の次に「及び公表」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第1項の勧告を受けた者にその旨を通知し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

第24条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「前条」

を「前条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の屋外広告物条例の規定は、この条例の施行の日以後に勧告するものから適用し、同日前までに勧告したものについては、なお従前の例による。